

令和4年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

1 検討会の役割

職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定130職種のうち都道府県方式で実施している110職種を対象に、技能検定制度等に精通した有識者が統廃合等の判断基準に基づき、職種の統廃合等の具体的取扱いについて検討するもの。

2 統廃合等の判断基準

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（①）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（②）、統廃合の可否等を検討する。

- ① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下（第1次判断(定量的基準)）
 - ただし、以下の場合は検討対象から除外
 - ・ 直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超
 - ・ 隔年又は3年毎の実施の場合は、年間平均受検申請者数がそれぞれ50人以上又は30人以上
- ② 受検申請者数以外の社会的便益を勘案し、統廃合等の可否について検討（第2次判断（社会的便益））
 - ・ 関係業界団体等に対するヒアリングの実施
 - ・ 一般国民に対するパブリックコメントの実施（令和4年12月14日～令和5年1月20日の間で実施）

3 検討対象職種

令和4年度は、①の基準に該当する1職種（塗料調色職種）を検討対象とした。

塗料調色職種は、現在、通年で実施されているが、第1次判断基準を下回ったことを踏まえ隔年実施に実施頻度を落とすか、社会的便益に照らして通年実施を継続するか、評価を行った。

職 種	受検申請者数 6年平均値 (平成27～令和3年度※) ※令和2年度を除く。	受検申請者数					
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度
塗料調色	98	129	122	93	87	76	78

4 検討結果のポイント

1. 塗料調色：

(いわゆる塗料の色合わせを行う作業。指定された塗料の色と容量をできるだけ少ない原色数で、かつ短時間で行う。)

- 令和2年度を除く平成26年度から令和3年度の6年間の受検申請者は平均98名と、第1次判断基準を下回る結果となった。
- 受検者が増加しない要因として、店頭調色機の普及等による熟練者の相対的ニーズの低下、若年者の世代交代の遅さに起因する新規対象者の受検の伸び悩み、PR不足等がある一方、団体会員へのアンケートの結果等からは、潜在的受検者も相当数存在することが期待される。
- 受検者増に向けた業界団体の取組みとして、団体会員へのきめ細かい周知活動により潜在的需要の掘り起こしの強化、当該団体とは異なる業態ではあるが受検対象者が存在する他団体へ働きかけを行うとしている。第1次判断基準への不足が2名であること、潜在的受検者が相当数あることも踏まえ、これら取組みによる受検者増が期待される。
- このため、塗料調色職種については、コロナ禍ということもあり、受検制限されていたことも鑑み、以下を条件として、通年実施の継続を認めることが適当である。
なお、条件を満たさないこととなった場合には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。

【通年実施の継続を認める条件】

令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であること。

ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。

○実施頻度を増やす場合の考え方

実施頻度が隔年又は3年ごとの職種の中には、最近の社会的情勢等の変化により、受検者の増加が見込まれるものもあり、関係業界団体からは、実施頻度を増やしたいという要望が上がってきている。

このため、実施頻度を増やす場合の基準について、検討を行う。

実施頻度を増やす場合の判断基準

実施頻度を落とす場合においては、受検者数を第一次判断基準に、社会的便益を第二判断基準としているところ、実施頻度を増やす場合においても同様の基準により判断することが適当である。

「第一次判断基準」に示す受検申請者数を継続的に見込めることに加え、「第二次判断基準」である社会的便益の観点から実施頻度を増やすことが適当であること、具体的には以下を条件とし、本検討会の中で評価し結論を得ることとする。

【第一次判断基準】

客観的データをもって、以下に示す受検申請者数が継続的に期待できること。

なお、平均受検申請者数を算定する期間は、原則として、6ヶ年平均とし、過去の実績のほか、受検申請者増の推計も含まれる。

- ① 3年ごと → 隔年 : 年間平均受検申請者50名
- ② 隔年又は3年ごと → 通年 : 年間平均受検申請者100名

【第二次判断基準】

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、実施頻度増の適否を判断